

川崎町条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び川崎町財務規則第 91 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 6 月 23 日

川崎町長 小山 修作

1 入札に付する事項

- (1) 物 品 名：令和 8 年度 消防ポンプ自動車売払い
- (2) 保管場所：川崎町大字前川字裏丁 131-2（裏丁地区コミュニティセンター）
- (3) 納 期：令和 8 年 8 月 7 日まで
- (4) 物品概要：本事業は、消防ポンプ自動車を公売するもの

【入札に付する物品・数量及び条件】

消防ポンプ自動車 1 台 現状渡し

【物品の概要】

①三菱 消防ポンプ自動車

- ・型 式 KK-FG53EC
- ・排 気 量 5.24L
- ・初年度登録年月日 平成 12 年 3 月 6 日
- ・車検 令和 8 年 7 月 25 日
- ・走行距離 7,742 km（令和 8 年 6 月 12 日現在）
- ・燃料の種類 軽油
- ・その他 MT車、4WD

- (5) 売 払 条 件：現状引渡し
- (6) 入札保証金：免除
- (7) 最低売却価格：200,000 円（税抜き）

2 入札参加資格に関する事項

川崎町に住所を有する者、若しくは川崎町内に事務所又は事業所を有するもの（町に対して法人設置届を提出しているもの）を対象とします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、入札に参加することができません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 町税に関し、未納がある者
- (4) 古物営業法の許可が無い者

(5) 一般競争入札参加申込書（様式第1号）を指定した期日までに提出していない者

3 入札参加の申請等

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出願います。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- ② 町税に未納がないことを証明する証明書（様式第2号）
- ③ 身分証明書の写し（申請日前3か月以内のもの）
※個人の場合は運転免許証等、法人の場合は法人登記簿謄本
- ④ 古物営業法の許可証の写し

(2) 受付期間及び提出場所等

- ① 受付期間：令和8年6月23日（火）から7月13日（月）まで
（ただし、土曜・日曜・祝日を除く。）
- ② 受付時間：午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
- ③ 提出先：〒989-1592 川崎町大字前川字裏丁175-1
川崎町役場 2階 総務課
- ④ 提出部数：1部（郵送可）

※川崎町の公式ホームページよりダウンロード可能です。

トップページ内の「川崎町からのお知らせ」をご覧ください。

URL <http://www.town.kawasaki.miyagi.jp/>

〔ダウンロードによる入手ができない場合は、電子媒体を持参の上、川崎町役場2階総務課にお越し下さい。〕

(3) 参加決定のお知らせ

申込者の方には随時決定通知を送付します。このとき、入札参加申込受付書を同封しますので、入札書と同封して郵送又は持参願います。

※入札方法は期間入札になります。

4 物件公開会

特定の会場における下見会は開催いたしませんので、希望される方は随時連絡ください。

公開期間：令和8年6月23日（火）～7月10日（金） 午前9時～午後3時

連絡先：川崎町役場 総務課（役場2階）

電話 0224-84-2111 FAX 0224-84-6789

5 売払い案内に関する質問

売払い案内等について質問がある場合は、町公用車売払いに対する質問・回答書（様式5号）によりFAXで総務課まで提出願います。

なお、質問書に対する回答は、申込者にFAX等にて送信します。

- (1) 質問の受付期間及び時間：令和8年6月23日（火）から7月9日（木）まで
（時間帯などの条件は上記「3(2)の①、②ただし書き」に同じ）
- (2) 質問回答書の期日：令和8年7月10日（金）を目安に回答します。

6 入札方法

- (1) 入札方法：期間入札（下記の提出期限までに入札書を提出）
- (2) 提出期限：令和8年7月15日（水）午後5時00分まで
- (3) 提出場所：川崎町役場1階会計課
- (4) 提出書類：入札書及び入札参加申込受付書

※持参の場合、期間入札関係書類受付票は封筒に入れずに持参してください。（受付印を押印し、返却します。）

※詳細な提出方法は、「期間入札の試行的実施について」をご確認ください。

7 入札の失格、無効等

- (1) 入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札は失格又は無効とし、失格、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。
- (2) 落札候補者が入札期日以降落札決定までの間に入札公告に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者のした入札は、効力を失います。
- (3) 契約締結後において、(1)又は(2)により入札が無効となることが明らかになった場合は、川崎町の指示に従わなければなりません。

8 入札の辞退

入札参加決定後、辞退を申し出る場合は、一般競争入札参加辞退届（様式第4号）を入札前までに提出願います。辞退届の提出先は会計課になります。

9 入札に関する留意事項

- (1) 期間入札では、代理人をもって入札する場合でも、委任状の提出は不要です。
- (2) 契約にあたっては、入札書に記載された金額に10%を加算した金額をもって契約するので、入札書に記載する金額は、契約希望額の110分の100に相当する「消費税を含まない」金額を黒色のボールペンもしくはインクで記入願います。
- (3) 入札金額を書き損じた場合は、新しい用紙に記入してください。

10 入札の延期等

入札参加者が責を負わない郵便事情等により事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをする場合があります。この場合、入札者が損失を受けることがあっても、町はその責を負いません。

11 開札執行の日時等

- (1) 日 時：令和8年7月16日（木） 午前10時00分
- (2) 場 所：川崎町役場山村開発センター2階 研修室（川崎町役場庁舎東）

※入札者が開札に立ち会うこともできますので、立ち会う場合は、名刺等入札参加者であることを確認できるものをご持参ください。

12 落札者の決定方法

入札価格が最低売却価格以上の金額で、最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

落札者を決定したときは、その結果を直ちに川崎町役場 1 階の掲示板に公表するとともに、当該落札候補者に落札決定した旨を通知します。

なお、入札価格が最高の価格で、同額であった者が 2 者以上ある時は、後日くじを実施するものとし、くじ引きの日時及び場所については、電話等で連絡します。

13 契約保証金

契約締結時に契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付してください。ただし、売却代金を即納するときは免除することができます。

14 売却代金

(1) 落札者は、契約締結後と同時に発行する納入通知書により令和 8 年 8 月 7 日（金）正午までに売却代金を一括して納入してください。

(2) 落札者が売却代金を納付期限までに納付しない場合は、その権利を失います。

15 物品の受け渡し期限及び場所

(1) 期 限：令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 1 時 30 分 まで

※売却代金納入後、随時受け渡し可

(2) 場 所：裏丁地区コミュニティセンター 駐車場

○付帯条件

(1) 新規登録手続き又は名義変更手続き及び自賠責保険の手続き等は落札者自らの負担で行うこととし、現物の引渡しは手続きの完了を確認した後とします。

(2) 入札物件の落札者への引渡し方法は現状渡しとし、引き渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。

16 注意事項

経年劣化による故障箇所多数。消防ポンプについては、圧力が不安定になる場合があるため点検等が必要です。

17 その他入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

川崎町暴力団等排除措置要綱（平 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできません。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなすものとします。

(1) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。

以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第11号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (2) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

18 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 入札説明資料を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用しないでください。

19 担当課 〒989-1592

宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏丁 175-1

川崎町役場 総務課

TEL 0224-84-2111 FAX 0224-84-6789

【落札者決定までの主な流れ】

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札公告	令和8年6月23日（火）	役場外の掲示板、 町公式ホームページ及び広報
物品公開会	令和8年6月23日（火）から 令和8年7月10日（金）まで	川崎町大字前川字裏丁131-2 裏丁地区コミュニティセンター ※随時開催
質問の受付	令和8年6月23日（火）から 令和8年7月9日（木）まで	川崎町大字前川字裏丁175-1 川崎町役場 総務課
質問の回答	令和8年7月10日（金）を目安	ファクシミリ施行
入札参加申請	令和8年6月23日（火）から 令和8年7月13日（月）まで	川崎町大字前川字裏丁175-1 川崎町役場 1階 総務課
入札参加決定通知	入札参加申請受付後随時	郵送にて通知
入札方法	期間入札	川崎町大字前川字裏丁175-1 川崎町役場1階 会計課
入札書提出期限	令和8年7月15日（水）まで	
開札執行日	令和8年7月16日（木）	川崎町大字前川字裏丁175-1 山村開発センター 2階 研修室 ※開札への参加は任意
入札結果の公表	町落札者決定した日の翌日掲 示板への公表と選定者への通知	川崎町大字前川字裏丁175-1 役場 1階 掲示板 川崎町公式ホームページ搭載
契約締結	令和8年7月23日（木）まで	川崎町大字前川字裏丁175-1 川崎町役場 1階 総務課内
売却代金の納期限	令和8年8月7日（金）まで	川崎町大字前川字裏丁175-1 役場庁舎内
物品受渡し	売却代金納入後	川崎町大字前川字裏丁131-2 裏丁地区コミュニティセンター